

令和4年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会日程

- 1 日 時 令和4年5月19日(木)午後6時から午後8時15分
- 2 場 所 第二庁舎801会議室
- 3 内 容
 - (1) 令和3年度第4回情報公開・個人情報保護審議会書面審議の追認について
 - (2) 令和3年度第3回及び第4回情報公開・個人情報保護審議会の会議録の確認について
 - (3) 個人情報保有等届出状況の報告について
 - ① 小金井市小規模事業者持続化サポート補助金支給申請書兼請求書
 - ② 緑化計画書・緑化完了報告書
 - ③ 医療的ケア児に関わる支援に関する情報
 - ④ 医療的ケア児に関わる支援に関する同意書
 - ⑤ 医療的ケア児支援連携推進協議会委員誓約書
 - ⑥ 居住支援相談 【相談カード】
 - ⑦ 健診申込書
 - ⑧ 教職員健康検査結果報告書
 - (4) 諮問事項
 - 諮問第1号 こがねい地域応援券等発行事業運營業務委託
 - 諮問第2号 小金井市居住支援協議会住宅相談業務
 - 諮問第3号 電子申請システム
 - 諮問第4号 教職員定期健康診断業務
 - (5) その他
 - ア ごみ対策課からの報告について
 - イ 個人情報保護法改正に伴う検討課題について
 - ウ 個人情報保護法改正に伴う審議会日程について
 - エ 通常の審議会の日程について
- 4 出席者
【会 長】

・仮野 忠男

【委 員】

・井口 尚志 ・川井 康晴 ・篠宮 輝 ・白石 孝 ・立川 明
・寺島 功 ・中澤 武久 ・橋本 修 ・本多 龍雄 ・町田 博司
・松行 彬子

【市 側】

西岡市長

加藤総務部長

<経済課>

高橋経済課長

穂山経済課係長

市原経済課主事

井出経済課主事

<まちづくり推進課>

倉澤まちづくり推進課係長

岡本まちづくり推進課主任

<情報システム課>

山口情報システム課長

<指導室>

加藤指導室長

川口指導室教職員係長

山内指導室教職員係主事

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公関係長

島津情報公関係主事

【傍聴者】

1名

【仮野会長】

皆さん、こんばんは。今日もよろしくお願ひします。

それでは、ただいまから令和4年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

全員出席ですので、本会議は成立しております。よろしいですね。

まず最初に、第3回情報公開・個人情報保護審議会での書面審議についての追認を行います。

前回の2月の審議会につきましては、委員の皆さんと審議案件について書面審議を行い、仮承認とすることを合意しましたが、それらの件について、当審議会として正式に承認を行いたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。正式に承認したいと思ひます。

次に、令和3年度第3回及び令和3年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認についてであります。

お手元に資料があるかと存じますが、会議録の分厚いもので、2通りありますが、これについて事務局より説明がございますので、よろしくお願ひします。

【事務局】

それでは、会議録の訂正について、でございます。

令和3年度第3回会議録及び第4回会議録について、一部訂正がございました。第3回につきましては中澤委員と川井委員より、第4回につきましては川井委員より御指摘があり、訂正してございます。正誤表を机上に配付してございますので、御確認ください。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

それでは、皆さんよろしいでしょうか。特に正誤表で問題点はありますか。

ないようでしたら、このまま承認したいと思ひます。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づき、個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

よろしくお願ひいたします。情報公開・個人情報保護審議会への報告、諮問事項。

初めに、令和4年2月に行われました、令和3年度第4回情報公開・個人情報保護審議会における書面審議における報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

書面審議において御報告いたしましたのは、個人情報の届出開始に関するものが9件、廃止に関するものが2件、届出変更に関するものが11件でした。

次に、諮問事項について、書面審議において諮問いたしましたのは、1、個人情報保護条例第11条に基づき、小金井市立公園防犯カメラについて、2、個人情報保護条例第12条に基づき、児童手当受給資格者台帳、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給資格者台帳及び住民税非課税台帳の目的外利用について、3、個人情報保護条例第14条に基づく、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給システムについて、署名簿審査システムについて、4、個人情報保護条例第27条に基づく、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事務委託について、小金井市さくら体操自主グループ管理委託について、地域包括支援センター運営委託について、市立小・中学校卒業証書筆耕委託についての合計9件となっております。

続きまして、本日、令和4年度第1回情報公開・個人情報保護審議会における報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回、御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが6件、届出変更に関するものが2件となります。

次に、諮問事項について、今回、諮問いたしますのは、1、個人情報保護条例第14条に基づく、電子申請システムについて、2、個人情報保護条例第27条に基づく、こがねい地域応援券等発行事業運営委託業務について、小金井市居住支援協議会住宅相談業務について、教職員定期健康診断業務についての合計4件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【仮野会長】

分かりました。

【総務課長】

それでは、市長はここで退席となります。

【仮野会長】

分かりました。市長、御苦勞さまでした。

【市長】

それでは、皆様、令和4年度もよろしくお願いいたします。

本日の御審議、よろしく願いいたします。失礼いたします。

(市長退席)

【仮野会長】

それでは、審議に入りますが、その前に、事務局からの説明を受けたいと思います。その後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局、また、担当課からということで進めたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。

1 ページを御覧ください。今回の届出は、追加分も含めまして、開始6件、変更2件でございます。

2 ページは、部課別の明細となります。

3 ページはその内訳で、備考にある案件番号は、本日の順序の番号でございます。なお、諮問のみの案件もございますので、順序につきましては目次を御覧ください。

また、感染症対策の一環として、なるべく出席者同士の接触機会を少なくすることから、案件の進行につきましては、各課の案件を課ごとに御審議いただく形で進行を行わせていただきたく、よろしく願いいたします。

なお、今回は、委員の皆様より事前に御質問をいただいた案件があります。その質疑、回答についてまとめた資料をお手元に御配付しておりますので、そちらも御覧ください。

以上です。

【仮野会長】

特に感染症対策について注意しましょうという御提案がありましたが、我々も気をつけたいと思います。

それでは、早速いきましようか。

案件1、お願いします。

【総務課長】

それでは、5 ページを御覧ください。案件1、小金井市小規模事業者持続化サポート事業について、経済課の案件でございます。

国の小規模事業者持続化補助金の上乗せ補助を新たに実施するに当たり、この申請書の記載内容及び添付書類において個人情報を取り扱うことから、保有の届

出を行います。

6 ページを御覧ください。届出番号 14-188、小金井市小規模事業者持続化サポート補助金支給申請書兼請求書でございます。

個人情報の内容は、7 ページに記載してあるとおりです。

参考として、8 ページから 11 ページに使用する様式を、12 ページから 16 ページには要綱（案）をおつけしています。

事前にいただいた御質問に対する回答内容については、お手元の資料のとおりですので、御確認ください。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

全体の今日の時間配分について、先ほど事務局側と打ち合わせしましたが、全体に今日は 8 時で終わりたいということでしたね。2 時間ありますが、審議すべきものは全部で、その他も入れて、8 件ですが、多分、それよりも早く終わると思われませんが、一つ大事なことで、個人情報、法の改正問題に関連して検討すべき課題があります。これは時間的に大体どのくらい？

【情報公関係長】

今日は課題を説明するだけだと思うので、30 分はかからないと考えます。

【仮野会長】

分かりました。では、7 時半に終わって、それから 30 分ぐらい、個人情報保護法の改正問題と我々の対応をどうするかということについて議論をしたいと思います。そういう時間配分になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今、案件 1 の説明がございましたが、何か御質問、御意見などがありましたら、どうぞお願いします。よろしいでしょうか。

どうぞ、井口さん。

【井口委員】

9 ページの 4 の誓約・同意事項というのがありますけれども、この中で (6) の不正な手段により交付を受けた場合に、返還することに同意するとあるのですが、これが非常に悪質な場合に、返還だけで済むのか、場合によっては公表とか、あるいは関係機関への情報提供とかそういうこともあるのか、どうでしょうか。

【経済課産業振興係長】

悪質交付があった場合については、一応、こちらは国のほうで充てたものに対しての上乗せ補助になりますので、そういったものがあつた場合については、国と協議の上、どのような方法を取っていくのかというのは検討していきたいと思

います。

【井口委員】

ここで同意というのは、単に返還するということが同意になっていますけれども、それ以上のことがあり得るということについては、特に同意事項になくていいでしょうか。

【経済課産業振興係長】

刑事罰ですとかそういったものについては、こちらの方での要綱では、まだ掲載をさせていただいていませんけれども、実際にそういった犯罪的なものが起こった場合につきましては、先ほど言いましたが、実際の大本となっている補助金は国になりますので、国と協議の上、どういった方向性を取っていくのかというのは検討していきたいと考えております。

【井口委員】

はい。

【仮野会長】

ほかには。

それでは、ほかには質問もないようですので、これを承認いたします。

では、次の案件。

【総務課長】

それでは、17ページを御覧ください。案件2、地域振興券封入封緘作業委託について、こちらも経済課の案件でございます。

昨年度、市民1人当たり2,500円分のこがねい地域応援券を発行いたしましたが、今年度も、市民に2,500円分の地域振興券を付与します。

発行に当たり、令和3年第1回審議会において、地域応援券の送付先住所・氏名の印字・出力、封入封緘作業等の委託について諮問し、承認していただきましたが、令和4年度分につきましては、新たに発送前に死亡者及び転出者等の引き抜き作業・市内事業者への換金業務・市民及び市内事業者からの問合せ対応コールセンター業務についても追加で委託するため、諮問するものです。

諮問の内容は、18ページのとおりでございます。

参考として、前回に諮問した内容を19ページにおつけしています。

また、20ページから24ページに、今回の委託の仕様書をおつけしています。

事前に御質問いただいた回答については、お手元の資料のとおりですので、御確認ください。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

事前の質問もありますが、皆さん、回答を含めて、重ねて質問したい点はございますか。

どうぞ、松行委員。

【松行委員】

2については、質問及び回答が出ていますけれども、2の一番最初の質問で、「地域振興券」、「こがねい地域応援券」、それからもう一つ、「地域応援券」という3つの呼称があるのですが、ここではそれなりの回答はしているのですが、私としては、一般的な呼称が「地域振興券」で、「こがねい地域応援券」とか「地域応援券」というのは、その中の小金井市独特の呼称なのか、そこら辺をもう少しはっきりと説明をお願いしたいと思います。

【仮野会長】

なるほど。お願いします。

【経済課産業振興係長】

こちらのほうを回答にも書かせていただいたんですが、前回のものを「こがねい地域応援券」という名称で実施させていただきまして、実際、それが広く浸透しているということもございましたので、今回も「こがねい地域応援券」という形にさせていただいてございます。

広く一般的に示す用語という形で考えてしまうと、ちょっとニュアンスが違うのかもしれませんが、広く市民に分かりやすいということを考えまして、このたびは「こがねい地域応援券」ということにさせていただいたところでございます。

【仮野会長】

なるほど。どうぞ。

【松行委員】

そうしますと、地域振興券というよりは、かえって、小金井市独自のものでしたら、「こがねい地域応援券」とかそういうふうにしたほうがはっきりするのではないですか。これは3つも呼称があると、市民の方たちは理解が難しいと思うのですが。

【経済課産業振興係長】

こがねい地域応援券というのは、小金井市のいわゆる固有名詞という説明があったと思いますが、市民の方が最終的に目にするのは「こがねい地域応援券」という形になりますので、あくまでも内部処理として、一般的な呼称として、「地域振興券」という言葉とかを使っているということで、現時点では御理解をいただ

ければと思います。

【松行委員】

分かりました。

【仮野会長】

単なる名前なんだけど……。どうぞ、橋本委員。

【橋本委員】

私もそれで質問させてもらったのだけれども、基本的には、市民に浸透している統一的な名前は「こがねい地域応援券」であって、ただ、前回の諮問事項の目的の中に、「地域振興券」という言葉が出ていたので、そこがちょっと引っかかったかなというだけのことです。

【仮野会長】

どうぞ、寺島委員。

【寺島委員】

事前に質問をさせていただいてはいるのですがけれども、前回やって、今年もまたやりましょうということに対して、少なくとも前回のデータは集まっているわけだと思うのですよね。2,500円が妥当なのかとか、今回、もう一回同じことをやるのがいいのかということに対して、使用率が90%、9割、逆に10%ぐらいは使っていないのですよね。それがいいのか悪いのかという問題は置いておいたとしても、実際に、新型コロナウイルス感染症でいろいろ市内の中小というか、小売店とかは大変だということで、大規模じゃないところを中心に、大規模は500円なり、残りは全部、小売業みたいなところでやっていたと思うのですよね、振興券は。それはそれで分かるのですがけれども、そのやり方に対して、モニターがきちんとされていないような気がするのです。みんなが90%使っているから、では今年もやろうということだけなのですか。それとも、地域振興だとすると、実際それを契約しているというか、対象としてやってくれている小売店の方々に対してのアンケートだとかそういうのを取って、いや、全然うちのところには使ってくれなかった、効果はなかったよと。大部分のお店がそうだとしたら、それはあまり意味がないことだったのかなという気はしますね。

だから、そのようなアンケートとかモニターというのはされているのですか。費用対効果みたいなものですか。

【経済課産業振興係長】

モニターのところまでは、実際しておりません。ただ、90%以上の方は使っているということで、一定の効果はあるのかなということがございました。

【寺島委員】

それはあくまで推測ですよ。

【経済課産業振興係長】

そうですね。推測になりますけれども、使っていただいているという事実もご
ざいます。

【寺島委員】

だけど、それがみんな、駅前のおむすび権米衛か何かで買っていたら、おむす
び権米衛はハッピーかもしれないけど、ほかの小売店は全然、アンハッピーかも
しれないですよ、極端な話。ある特定のところに偏っているかもしれないし、
500円券がいいのか分からない。もしかしたら、1,000円券ぐらいのもの
にすれば、もうちょっと高価なものを扱っているお店でも使ってくれるかもしれ
ないとか、そういうところをきちんとデータを取ろうと思えば取れるはずなのに、
そういうのが全然スキップされているような気がしてしょうがないのです。単純
に去年もやったから今年もやろうというのは、ちょっと安直な感じがしますね。
ちゃんと検証した上で、妥当性を考えてほしいなと思います。

【経済課産業振興係長】

アンケートは取っていないのですが、実際に店舗で使用された枚数というのは
把握できております。この場では、資料を持ち合わせていないので、お話するこ
とはできないのですが、そういったことも踏まえて検討して、今回、またやる
という形にさせていただいております。

【経済課長】

すみません、若干補足させていただきます。

今、言ったように、店舗の使用分析みたいなものはされていて、ちょっと持っ
てきていないんですけれども、小金井の商業分類、小売とか、飲食とかサービス
が多いという特徴があるんですが、それとほぼ同じような形で使用されていると
いうことは、私も確認しております。

それと、昨年度は、商工会との共同事業ということで、店舗の募集であったり
とか、先ほども委員がおっしゃられていた、大型店は500円しか使えなくて、
あとは中小、小さいところということで、その振り分けというのは、商工会さん
のほうの分担ということでやらせていただきました。

昨年度は紙ベースで行っているのですが、本年度はそれをキャッシュレ
スにしようということで、新たに委託をかけるということで、追加で諮問をさせ
ていただいているという状況になっています。

去年、紙ベースでやったときに、いわゆる金券に近いものを特定記録郵便という形で送っているのですけれども、そこに対して盗まれるんじゃないかという懸念が示されたということがありましたので、今年はそういうことが全体として起きないように、キャッシュレスの形で事業を展開するというので、今回追加で諮問させていただいているものになります。

以上です。

【寺島委員】

では、今年は紙はなしと。

【経済課長】

カード型のものを送ります。

【寺島委員】

カード？ QUOカードみたいな、プリペイドカードみたいな。

【経済課長】

はい。その中にお金はチャージされていなくて、2次元コードをお店側で読んでもらって、その段階で初めて使えると。

先行市の事例もあるのでありますが、このカードを全市民に送って、そこから使用開始まで一定期間を置いて、その間に届かない人には、市役所などに連絡をしてほしいということで、連絡をもらって再発行したときに、全て元のカードに番号を振ってあるんですけれども、その元のカードの番号は使えなくするという措置を取ります。ですので、一定期間後、使用開始後に、例えば盗難があったとして、そのカードを持っていったときには、2次元コードを読んで、この番号は使えなくしてあるから駄目ですよということで、一定程度、盗難防止というか、悪用防止にはつながるのではないかとということで、今回の提案の形を採用させていただくという形になります。

【寺島委員】

趣旨は分かりますけど、ただ、そういうことをすると、例えば、デジタルにはあまり詳しくないのですが、マイナンバーカードみたいなものでは代用できないのですか、そういうものを促進する意味でも。

【経済課長】

マイナンバーカードも、今、国のほうで一部、マイナポイントとかということでひもづけたりしている部分があるのですが、全体として、まだマイナンバーカードの普及というのは、そんなに高い率には至っていないと思います。

【寺島委員】

それを普及する意味も兼ねてやったら、結構、効果的かも。国としては、普及させたいわけですね。

【経済課長】

そうですね。

【仮野会長】

ちょっとごめんなさい。国のレベルの話と市のレベルの話がごっちゃになっているので、マイナンバーカードは国のレベル。

【寺島委員】

でも、そうしたら、送る手間とかはかからなくなりますよね。既存のシステムを使うと、この8,000万円かかるのは、そんなにかからなくなるのではないかなと。8,000万って結構なお金ですね、税金でみんなから集めて。たしか書いてあるのは8,000万ですね。物すごい金額だと私なんかは思うのですが、そういうのを少しでも減らすように、既存のシステムを使う。

【経済課長】

寺島委員がおっしゃるように、マイナンバーカードが全て普及していれば、そういうやり方は非常にコストもかからず、手間もかからずということで、メリットが大きいかと思います。ただ、現時点では、残念ながら、まだそこまでの普及がされておりませんので、普及促進という形でそれを入れたとしても、実際、市民の方がマイナンバーカードを手にするまでには、やっぱり時間が一定程度たってしまいますので、そこでの機会の均等が失われるということは、私としては、まだ時期が少し早いのかなと思っています。

【寺島委員】

分かりました。ありがとうございます。

【仮野会長】

どうぞ、松行委員。

【松行委員】

今の件なのですけれども、寺島委員は、効果検証はどのようなのでしょうかというふうに聞いているわけですが、効果検証の指標として、たった一つ、使用率だけを上げて、これで効果は非常に高く得られたというのは、ちょっと私は、この指標が少ないんじゃないかと。ただの使用率だけで言うというのは、これはちょっと少な過ぎるのではないかと思います。ほかにもいろいろ指標があると思います。例えば、使用期間とか、あるいは2,500円という金額が妥当であるか。はっきり言うと、500円の券でも、もしかしたら90.1%を上回る可能性もあるわ

けですよ、500円だと使いやすいとかね。ですから、指標がもう少しあればいいのではないかと私は思います。

【仮野会長】

結論的に言うと、地域振興券に関連して、個人情報保護の観点から何か問題があったか、あるいは問題はなかったのかという質問なら大いに議論したいと思うのですが、この運用の仕方について、ここで議論し始めると、市議会における追及みたいになっちゃうので、ちょっとそのところは置いて、次に進みたいんですが、いかがでしょうか。

ただし、私からの注文ですけれども、皆さん方が心配しているのは、地域振興券という名前を含めて、どうするかも含めて、統一性がないとか、あるいは効果のほどがはっきりしないとか、その辺の詰めが甘いので、それをとにかく詰めてくれという話だったわけですね。そこら辺は、担当課は十分皆さん方の意見を入れて、今後、さらに調査をするなり、今、指摘のあった、効果のほどを見極めるために何かをするとか、その辺のことをするというので、いかがでしょうか。皆さん、いいでしょうか。

【篠宮委員】

私のほうから、個人情報の取扱いについての確認をさせていただきたくて……。

施策を進めるのかなと思っているので、特段意見はないのですが、個人情報取扱いについて質問をさせていただいているんですが、2点目ですかね。システムの仕組みを教えてくださいという形で私のほうから質問させていただいて、御回答いただいているとは思いますが、仕様書に特段そういった旨を書いていないとされていて、入札事業者側は、こういうことを市役所のほうで考えているというのを、どういうふうに知るのでしょうか。事前に、仕様書みたいなところでコミュニケーションをしていないと、これに当てはまるようなものが、まずできないのではないかなというのが1点です。

2点目が、とはいえ、いろいろ分類しながらやっていると言いつつも、個人情報の容易照合性という観点で言うと、少なくとも事業者の中では突合できるようにしか見えなくて、その部分、どういうふうにご利用を縛るような環境を、小金井市として監督責任を果たそうとしているのかというのは、追加で教えていただければと思います。

以上2点です。いかがでしょうか。

【経済課産業振興係長】

2点目は後でもう一回、質問していただければと思います。

1点目なのですけれども、仕様書の詳細については、これからプロポーザル方式のほうで事業者に提案をしていただく形になりますので、現時点では、2次元コードを使ってやっていくというところと、市民に対しての1人当たり2,500円のカードを作るというところまでで、今回はこの予定にしております。

実際に契約行為に、手続に入ったときに、仕様書とかそれなりのものを、提案していただくという形になりますので、現時点ではそこまでという形になっております。

【篠宮委員】

分かりました。1点目は追加で質問したいのですが、2点目に関しては、今、個人情報の取扱いも含めて、事業者に丸っと投げるといふ形になるのだと思っていて、そうすると対市民向けのサービス、システムと対小売事業者さん、小金井市の事業者さん向けのシステムと、あと、コールセンターというシステムが多分3つぐらいできるのかなと今、読んでいて思ったのですね。その中で、適切に本当に個人情報を取り扱われているかというのを、どうやって小金井市として判断するのですか。

【経済課産業振興係長】

個人情報の取扱いについてはプロポーザルのほうで提案をしていただく。

【篠宮委員】

いや、受託業務が始まった後に、どういうふうに適正性を判断していくのかというところが、この中ではちょっと見づらかったなというところで。

【経済課産業振興係長】

契約書の中で、個人情報の取扱いの特記事項というのが、資料の一番最後のほうに、共通事項ということで載っておりますので、これを委託業者は遵守していただくという形の措置を取っていくという形になります。

【篠宮委員】

そこは理解していて、そこはすべからく、どんな業務でも共通して個人情報保護の取扱いについてお願いしている事項だと思っていて、今回の応援券は、小金井市民の皆さん、ほぼ全世帯に配られるのだと思っていて、かつ、情報システムもしっかり使い、購買履歴とか残高みたいなのも見ようと思えば見えるような状況で、ほかの委託業務と比べたときに、機密性は高くなるんだと思っていて、特殊な配慮が必要なんじゃないかなと思っていて、この特記仕様書だけでは不十分じゃないのかなと思った次第です。

まだ、事業者次第では変わるかもしれないとおっしゃっている中で、こういう

前提があるのだったら、前提を仕様書に書くべきですし、書いていなくて、全然分からないという状態だったら、もっと別のことを考えなければいけないのではないかなと思うのですけど。

【経済課長】

事業者の選定はこれからになりますので、今、委員がおっしゃられたことはすごく大事なことだと思いますので、こちらのほうでプロポーザル審査をするときに、その辺の観点も付け加えて審査をしていくように、その辺は少し改善をこれからしていきたいかなと思います。

【篠宮委員】

ありがとうございます。ちなみに、審査というのは、小金井市役所内だけで閉じるような形でやられるのですか。それとも、外部の識者も中に入ってもらえるのですか。

【経済課長】

プロポーザル審査は、基本的には庁内で行います。担当部署プラス関係する他部署の、一般的には管理職等が審査員という形になりまして、審査をする形になります。

【篠宮委員】

分かりました。ありがとうございます。

【仮野会長】

ちょっと今の問題で、課長なり総務部長、びしっと一言、締めてよ。個人情報の保護のためにどうするか。

【総務課長】

個人情報の処理を任せるような委託をする場合には、全ての契約について、個人情報取扱特記事項というものを契約書に添付することになっております。これをつけただけでは、委託事業者による個人情報取扱いに係る事故などが防げたわけではありませんでした。ですので、こちらのほうでも、1年に一遍、個人情報取扱特記事項が守られているか、各課どのように運用しているかという調査をかけるようにしてきました。

初めて委託をしているような事業者ですとか、また、大量の処理を委託するような場合などは、事務所を見に行くなどして、個人情報の取扱状況を確認するように求めているところですので、そのように運用するよう、また徹底してまいりたいと思います。

以上です。

【仮野会長】

どうですか、篠宮さん。

【篠宮委員】

単年度委託なので、やっぱり1年に1回というところでいいのかというのは、今おっしゃったとおり、あるかなと思うので、継続的に議論されていけばと思います。

【仮野会長】

いいですか。

【篠宮委員】

はい、大丈夫です。

【仮野会長】

それでは、この案件はこれで承認いたします。

次に移りましょう。

【総務課長】

それでは、案件3については、担当課がおりませんので、報告だけです。

案件3、市緑化指導業務です。25ページを御覧ください。環境政策課の案件です。

新たに小金井市内で、敷地面積200平方メートル以上の建築行為を行う者に対して、緑化指導を行うに当たり、緑化計画書及び緑化完了報告書において個人情報を取り扱うことから、個人情報の届出を行います。

26ページを御覧ください。届出番号39-104、緑化計画書・緑化完了報告書です。個人情報の内容は記載のとおりです。

27ページから29ページにかけて、参考として、使用いたします様式、30ページから32ページにかけて、小金井市緑化に関する指導等基準をおつけしています。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

これについては事前の質問も、寺島委員から緑化推進をお願いしますという意見がありました。特になさそうですね。

今日、この場で特に質問したいことはございますか。ないでしょうか。

それでは、この案件も承認いたします。

次に行きましょう。

【総務課長】

それでは、33ページを御覧ください。案件4、医療的ケア児支援連携推進協議会に係る支援について、自立生活支援課の案件です。

医療的ケア児支援連携推進協議会を設置し、医療的ケア児を支援するに当たり、対象者の同意に基づいた上で、必要な個人情報を取り扱うことから、保有の届出を行うものです。

34ページは、届出番号28-257、医療的ケア児に関わる支援に関する情報、次のページは、届出番号28-258、医療的ケア児に関わる支援に関する同意書、その次のページが、届出番号28-259、医療的ケア児支援連携推進協議会委員誓約書でございます。

届け出る個人情報の内容は記載のとおりで、それぞれの届出で実際に使用する様式を、37ページから40ページにおつけしています。

また、41ページから43ページに、小金井市医療的ケア児支援連携推進協議会設置要綱をおつけしています。

事前にいただいた御質問に対する回答内容については、お手元の資料に書いていますので、御確認ください。

説明につきましては、以上です。

【総務課長】

届出だけなので、今日、担当課は来ていません。

【仮野会長】

担当課は来ていない。事前の質問に対する回答が別紙にありますが、川井委員や篠宮委員、寺島委員、橋本委員。

【川井委員】

川井ですけど、この資料が正式になるとしたら、まだ訂正が済んでいないので、33ページ目の2行目のところですが、「医療を要する」であれば、そういうふう
に修正をしておいてください。

【仮野会長】

了解しました。

ほかにはいかがでしょうか。

井口さん、どうぞ。

【井口委員】

40ページの誓約書なのですが、その中の第1項で、これは守秘義務を定めているのかなと思うのですが、委員になられる方は学識経験者とか、医療関係者とか、専門的な分野でその知見を、場合によっては深めていこうという形で

委員になられる方もいらっしゃると思うのですね。その場合に、例えば統計的に使うとか、一切漏らさない、提供しないということで、御自身の専門分野での公表とか、それを制約する形になるのではないかなと思うのですね。

ですから、「一切」でいいのかどうかと。例えば、市の許可を受けたもののようなときとか、そういうのは要らないのかどうかですね。

【総務課長】

この誓約書であります、本日、届出だけです。担当課は来ておりませんが、私のほうで連絡なども取ってございましたけれども、確かに委員がおっしゃるように、専門職の方が集まるもので、一人のお子さんに対してどのようなケアが必要か、あるいは今後どのようなケアが、例えば学校で、社会で必要になっていくかということを経験交換していくというお話でした。

ここに、「情報等について」と書いてありまして、ここが個人情報であったならば、誓約書として、一切漏らしてはならないということになると思いますが、委員がおっしゃるように、情報ということで、こういう症例があったみたいな使われ方というのは、もしかしたらここは検討課題かもしれませんので、担当課に伝えたいと思います。

【井口委員】

そうですね。場合によっては、御自身で論文などに、一般論として書かれる場合もあるかと思いますが、ここが一切提供しないとすると、ここを縛るということになってしまうので、もう少し柔軟な表現が必要かなと思いました。

【総務課長】

承知いたしました。

【仮野会長】

橋本さん。

【橋本委員】

細かい話で申し訳ないのですけれども、質問もしたんですが、39ページの一番最後に、個人情報を適切に取扱いますと。これは回答でいただいた、文書管理規則41条の溶解処理をするということと同等と考えるのが一般的なのですか。

【総務課長】

「適切に取扱います」というところを、もう少し具体的に書いてもよろしかったかなと思うところですが、本来は、保管、保存、廃棄までをルールに従って適切に行いますということがよろしいのではないかと考えています。

それから、溶解処理ということですが、小金井市は文書、書面に関して

は、溶解処理を基本としておりますので、そのようにしております。

【橋本委員】

それが同意語として通用するのであればそれでいいのですけれども、できればもう少し細かく書かれたほうがよいのかなと思いました。

【総務課長】

分かりました。もう少し具体的に書くように、担当課に伝えていきたいと思えます。

【橋本委員】

それと次のページ、すみません、物すごく細かいのですが、2の2行目のところで、「やむを得ないもので小金井市の許可を」、やむを得ないものでって、やむを得ずとか、ちょっと言葉を直したらどうでしょうか。

【総務課長】

承知いたしました。

【仮野会長】

すみません、どこ？

【橋本委員】

40ページの2番のところの「私は」という文章から始まる2行目、「職務上やむを得ないもので」というのは、「やむを得ず」でいいのではないですかと。

【仮野会長】

なるほど。

【橋本委員】

その下のところは「やむを得ず」となっているので、皆さんに触れる文章なので、直されたほうがいいのかと。

【総務課長】

ありがとうございます。

【仮野会長】

ほかには。

それでは、これを了承いたします。

次に移りましょう。

【総務課長】

それでは、44ページを御覧ください。案件5、(仮称)小金井市居住支援協議会住宅相談業務について、まちづくり推進課の案件です。

本事業は、住宅確保要配慮者を対象とした相談窓口業務を委託するため、諮問

を行います。また、相談者の情報を「居住支援相談【相談カード】」に記載した上で、相談窓口業務で保管するため個人情報の保有の届出も行います。

なお、「居住支援相談【相談カード】」については、本人の同意の上、居住支援のため福祉関係団体等との連携、調整、連絡に使用します。入居決定後も、入居者のトラブル等があった際に利用する可能性があるため、相談窓口業務が終了してから5年間保存します。

45ページを御覧ください。届出番号43-62、居住支援相談【相談カード】でございます。個人情報の内容は記載のとおりで、実際に使用する予定の【相談カード】を、47ページから48ページにおつけしています。

委託する業務の内容は、46ページの諮問書のとおりで、参考として、委託の仕様書案を49ページから52ページにおつけしています。

事前の御質問に対する回答内容については、お手元の資料のとおりです。

寺島委員からの御質問の件ですが、まちづくり推進課のほうから補足の説明をさせていただきます。

【まちづくり推進課住宅係長】

御質問、御指摘いただいた件については、回答書のように回答させていただきました。対象者については、仕様書を修正することといたしました。

具体には、住宅確保要配慮者で小金井市内に居住する者（市外から市内に転入する者を含む）のような修正をすることを進めています。これにより、市内の方とありますので、市内から市外へ転出する方、市外から市内へ転入する方を対象とすることとなります。

このように修正をさせていただきます。御指摘ありがとうございました。

【総務課長】

説明につきましては、以上です。

【仮野会長】

いいですか、寺島委員。

ありがとうございました。では、この案件は承認といたします。

ちょっと待って。川井さん。

【川井委員】

川井ですけれども、今のはいいのですが、ちょっと戻っちゃって申し訳ないのですが、さっきついていけなかったところがあって、前の同意書のお話がありましたね。前の医療ケア児の案件ですけれども、39ページの同意書の下の2行というのは、この同意書というのは誰が誰に出すのですか。対象者が市長に出

す？

【総務課長】

はい。

【川井委員】

この下の2行というのは、誰が誰に言っている文章なのでしょうか。

【総務課長】

そのとおりですね。一旦は目に触れるということで、市長が対象者の方にそのようにお知らせしているということなのですから、ちょっと分かりづらいところにあるかもしれませんが、併せて担当課に伝えたいと思います。

【川井委員】

そうですね。これを出す人がここを適切に扱うのではなくて、市が扱うという内容ですよ、さっきの話だと。ちょっと分かりにくいかなと思います。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

分かりやすくしてくれる。

では、いいですか。住宅支援協議会住宅相談業務というのは終わったんだっけ？

【総務課長】

終わりました。

【仮野会長】

終わりましたね。分かりました。

では、次に参りましょう。

【総務課長】

それでは、53ページを御覧ください。案件6、簡易版電子申請サービスシステムについて、情報システム課の案件でございます。

今回、電算システム記録簿に記録する内容は、54ページの諮問のとおり、参考として、概念図を55ページにおつけしてございます。

事前にいただいた御質問に対する回答内容については、お手元の資料のとおりですので、御確認ください。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

川井さん、寺島さん、この回答でいいですか。

【川井委員】

はい。

【寺島委員】

はい。

【仮野会長】

それでは、本案件、承認といたします。

次、お願いします。

【総務課長】

案件 7、教職員定期健康診断に係る申込書及び結果報告書です。56 ページを御覧ください。指導室の案件になります。

学校保健安全法により、学校設置者においては、毎学年定期に学校職員の健康診断を行わなければなりません。学校教職員の健康診断を業務委託しておりますが、電子データでのやり取りを加えること、また、それに伴い、「健診申込書」及び「教職員健康検査結果報告書」で扱う個人情報の一部を変更するため、保有個人情報の変更の届出と委託内容の変更の諮問を行うものです。

57 ページを御覧ください。届出番号 32-42、健診申込書でございます。個人情報の変更内容を 58 ページにおつけしています。

59 ページを御覧ください。届出番号 32-43、教職員健康検査結果報告でございます。次ページに、変更の項目を記載しています。

委託の諮問内容につきましては、61 ページのとおりで、参考として、仕様書を 62 ページから 72 ページにおつけしています。

事前にいただいた御質問に対する回答内容については、お手元の資料のとおりですので、御確認ください。

説明につきましては以上です。

【仮野会長】

どうぞ。

【篠宮委員】

性別についてなんですが、既存で、男性か女性か聞くような運用だったけど、申請、報告がなかっただけじゃないですか。

【指導室長】

はい、そうです。

【篠宮委員】

男性か女性か以外の選択肢はないのですか。

学校の先生方も、男性か女性か回答したくないとか、性的自認がこうだとか、生物学的にはこうだとか、やっぱり今の時代あるのかなと思っていて、素直に答えないことによって検査できない項目が減るというのは、デメリットとしてあると思うのですが、それでも、本人が選べるようにするというのが今の時代の潮流かなと思っていて、男性と女性だけでいいのですかという意味合いで、1点目はこの質問をさせていただきました。

【仮野会長】

これは、LGBTは初めてだね。何か。

【指導室教職員係長】

業者ともやり取りしている中で、そちらのほうが多分、対象者と接することがあると思うので、そこでそういったお話はまだ上がってきてはいなくて、今後はそういった部分に気をつけていかなければいけないのかなと思うのですが、現時点ではそのような懸案として上がってきていないので……。

【篠宮委員】

それはそうですね。だって言いづらいという、それだけだと思うのですよ。なので、男性、女性、回答しないという選択肢も提示したほうがいいのじゃないかなと、それだけです。それでデメリットがあるのであっても、それは御本人の御判断だと思うので、そういった部分を1個1個やっていかなければ、多分推進されていかなければ、ジェンダー、ダイバーシティーですかね、思ったので、御検討いただければと思います。

【仮野会長】

これは教職員に限らず、広い範囲での問題になってくるので、市を挙げて、あるいは我々国民全員で考えなければいけない問題で、だけど、一つの問題提起として、そういう問題のときにどう対応するかという準備はしておいて、その必要はありますので。

どうぞ。

【寺島委員】

今の篠宮委員の言う性別の話につながっちゃうのですが、そもそも今までなかったものを今回追加されているじゃないですか。私も同じような質問をして、職種だとか、なかったものを足したのはなぜですかということについては、現場が煩雑になりますというのは、そういうことなのかもしれないのですが、性別が今までなくてもできていたので、今回新たに追加したということは、何かないことで不便なことがあったということなのか、あえて足したということは。

【指導室教職員係長】

実態としては、もともと入っていたのですが、届出がちょっと漏れていたという事態があったので、個人情報について、ほかの健診と同じようにもともとあったものを、今回ちょっと見直したところがあったので、追加させていただいた次第です。

【寺島委員】

もともとあった？

【指導室教職員係長】

そうですね。実際は、現場としてはやっちゃっていた。

【寺島委員】

了解です。ありがとうございます。

【仮野会長】

どうぞ。

【町田委員】

寺島委員のほうから、新たに加わった項目に、職種が今年度から加わるということが書いてあって、その理由として、配付が煩雑になると。それは全くないのですね。どこの事業所というか、学校も、小金井市の場合、30学級もあるところはありますから、学級担任が30人はいませんから、それにプラスしても40で、50を超えることはほとんどというか、絶対ないのですね。それを配付するのに、保健の先生か事務の方が配るのですけれども、そんな何時間もかかって、全員知っている人に配るものだけですから、職種はなくても全く煩雑にはならないですね。

これは、煩雑になると言った人は誰かなとちょっと疑問なのですが、当然、外部の人が配るのではなくて、学校の中の誰かが配る。全員顔も知っている、職種も知っている人に対してだけ配りますので、この回答をした人はおかしいなと思いますし、職種という項目は全く要らないと思います。今までなくても、配付に関して困ったことは一切ないはずですね。

なので、データはなるべく少なくしてもらったほうがよろしいかと思います。こんな理由で、ただ配るのが煩雑になるというだけで、新たな項目を付け加える、ましてや煩雑になるという根拠が全くないので、これは。

【仮野会長】

どうですか。

【指導室長】

御意見は非常に分かるところもございますが、確かに学校で配付する際に、知らない人に配るということではないと思いますので、職種があればより、時間講師等がいたりとか、いろいろ職種に関するところがあるので……。

【町田委員】

それは全員知っていますって。

【指導室長】

あれですけれども、なければどうしても分からないとかそういうことはないと思いますので、不要ということも考えられますので、そこは検討させていただきたいと思います。

【仮野会長】

町田さんは学校の先生だったんですね。

【町田委員】

そうですね。かえってないほうがいいのですよね。お医者様というか、健診を受けるときに、ああ校長さんですかとかそういう話になっちゃうのはおかしなことで、たとえ校長であろうと、私みたいな非常勤教諭であろうと、公平に接していただかなかつたら、校長だからストレスがたまるのですよねとか、そんなことはないんですね。

【仮野会長】

小学校の先生だった、現場をきちんと知っている方からの発言、これは重いよ。

【町田委員】

だから、配るということについて、こんなに言うかと思って。もっとすごい理由があるのかと思ったのですが、この1つの理由のためだけに1項目増やす。

【仮野会長】

煩雑になるからということらしい。

【篠宮委員】

これは仕様書を読むと、委託先から直接本人に送ると書いてありますけど。

【町田委員】

だから、まとめて……。

【篠宮委員】

学校に一回渡すというよりは、御本人に直接、受診者個人宛てに直接送ると書いてあるので、何か今の話と食い違っているように聞こえますが、どうなのですか。

【仮野会長】

ちよっともう一回。整理して。ちよっと待つてね。

【篠宮委員】

64ページの一番下に、検診結果は、受診者個人宛てに封書で委託者を經由して通知とあって、委託者って小金井市ですよ。違うのですか。そうですよね。だと、学校は經由しないのではないのですか。

【町田委員】

していますね。

【篠宮委員】

だとすると、仕様書が間違っている。

【総務課長】

これは、まとめて教育委員会、学校に届き、郵送するというのではなく、そこから配るということの意味しているようです。

【篠宮委員】

では、小金井市じゃなくて、小学校等学校を經由して本人に通知すると。

【総務課長】

はい。

【篠宮委員】

小金井市の中に、市立小・中学校が包含されるということですか。

【総務課長】

はい。

【篠宮委員】

なるほど。

【仮野会長】

この点はどういうふうに整理しますか。

【総務課長】

今ちょっと、すみません、事務局と話をしていたんですけれども、今の部分はもう一度持ち帰って、本当に不要かどうかというのをもう一度検討して、結果が出ましたら、次の会に御報告させていただきたいと思います。

【篠宮委員】

ごめんなさい。であれば、検討の余地があるなら、委託先から本人に直接郵送したほうが良いと思います。何で勤務先に知られなければいけないのかもよく分からない。

【町田委員】

開封はできないようになっていました。封筒の中に入っているから。

【仮野会長】

なるほど、なるほど。

【篠宮委員】

それじゃ、なおさら学校に送る必要はない。

【仮野会長】

封書と書いてある。

【篠宮委員】

無駄じゃないですかね。

【仮野会長】

この件はいいですか。

【指導室教職員係長】

お金がその分かかってしまうので。

【総務課長】

ちょっと経費の問題もあるので、市職員もそうなんですけれども、職員課から手渡しというか、送られてくるようになっております。

【篠宮委員】

なるほど。

【仮野会長】

それでは、そのようにやってください。お願いします。

【事務局】

はい。次の会議に、結果は報告させていただきたいと思います。

【仮野会長】

よろしいですか。御苦労さまでした。

では、次のテーマに移りましょう。

【総務課長】

では、その他の案件になります。

その他の1についてです。ごみ対策課から報告がありましたので、御連絡させていただきます。

昨年10月に松行委員から御指摘がありました、ごみカレンダーの配布委託について、机上に配付している資料のとおり、御意見を反映し、原則、主管課で受け付けをし、時間外等の対応は業者に任せるという運用に改めております。

実際の件数につきまして、報告が来ておりますので、資料を御覧ください。こ

れにつきましては、参考としているところで、御報告になります。

以上です。

【仮野会長】

なるほど。

【篠宮委員】

せっかく委託したのに、ごみ対策課の業務量が減っていないように見えるなど
思いました。

【仮野会長】

松行先生、いいですか。カレンダーはお手元に届きましたか。

これで全ての案件は終わりましたか。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

それでは、皆さんよろしいでしょうか。

事務局から、その他、(イ) 個人情報保護法改正に伴う検討課題についてという
テーマについて、まず、事務局から説明を聞きます。その後、皆さんの御意見を
伺いながら進めていこうと思います。

では、お願いします。

【総務課情報公関係長】

取りあえず事務局のほうから、概要を御説明させていただきたいと思います。

今日、机上に資料1という形で、まず、3種類あるのですが、個人情報保護
委員会から配付された資料で。

【仮野会長】

まず、これが1ですね。

【総務課情報公関係長】

はい。あと、条例と比較している資料が2です。

課題対応というのをこちらで作ったものが、資料の3枚目としてついています。

【総務課長】

この資料、検討をこれから重ねてまいりますので、個人情報保護法改正に伴う
検討課題という資料は、毎回御持参いただきますようによろしく願いいたします。

【仮野会長】

検討課題は、1枚で裏表のやつですか。

【総務課情報公開係長】

はい。

【仮野会長】

分かりました。

【総務課情報公開係長】

検討課題につきましては、概要を説明した後、もう一回説明するんですけども、近隣市のほうで今、どういうことを検討しているかというのを踏まえて、何もないとたたき台にならないので、書いたもので、例えば皆さんのほうで、これも検討したほうがいいと言え、それは当然、今後検討しますので、検討課題というのはちょっと、今日、たたき台ということで参考にとという意味で、御覧になっていただければと思います。

まず、資料1の2ページのほうに、今回、法改正があったんですけども、これが令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成法、デジタル関連法案の中に、個人情報の改正法案が含まれていました。こちらは趣旨に書いてあるように、個人情報保護法を、一覧というか、統一するという目的で改正されています。

どういうことかという、今まで個人情報保護法が民間企業で、行政機関に関する個人情報保護法と独立行政法人とかそういうものと、あと、地方公共団体は、基本的に条例でやっていたものを統一化するという目的で、今回、法改正が行われています。国のほうと国の独立行政法人につきましては、実際問題、今年4月1日から法律が適用されているような状況です。

それで、スケジュールとかは、最後のほうについているんですけども、実際問題として、いつから法律が適用されるかという、令和5年度から適用される予定になっております。これが3ページで、こちらの真ん中に、(令和5年春施行予定)で、政令が公布される予定なので、正確な日付はまだ決まっていないんですけども、恐らく4月から適用されるのではないかと考えています。

具体的にどういうふうになるかという、まず、定義が統一されるということで、4ページ目のところで、「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」とか「仮名加工情報」、「匿名加工情報」、ここら辺が全部統一されることになっております。

具体的にどんな影響があるのかといいますと、資料2のほうに、今の個人情報保護条例と個人情報保護法を比較した表を、参考のために作らせていただきました。

例えば定義なのですが、個人情報なのですが、今、小金井市役所のほうでは、

個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものというので書いたんですけれども、国の新しい個人情報に統一されると、「生存する」というのがついてるので、ちょっと範囲が狭くなる。国のほうで……。

【仮野会長】

ああ、そうか。「生存する個人」というのが。

【総務課情報公開係長】

そうですね、「生存」が抜けてしまうということで、国のほうは明確に、死者は入れてはいけないと言っているんで、今後の検討課題で、死者の個人情報をどうするか。今も運用では、死者の個人情報としては、遺族の人だったら開示するというのがあるんですけれども、基本的には、では、遺族も何もない人の死者の個人情報はどうするかということで、ほかの近隣市とかに聞いてみると、新たに規則をつくると考えているところもあれば、特に何も考えていないところもあるんですけど、何もつくとしないと結局、情報公開条例の対象になってしまうので、そこら辺をどうするかということがあります。

あと、法律において行政機関というのが定義されているんですけれども、地方公共団体の機関で議会を除くと書いてあるので、今、小金井市の個人情報保護条例というのは、議会も対象にはなっているんですが、基本的には議会は対象にならないので、議会はどうかということで、ただ、国のほうでも、議会の自主性に任せるとのことなので、連絡は密に取らなければいけないと思うんですけれども、最終的には、情報を提供して、議会のほうでどうするかというのを決定してもらおうという感じになります。それが検討課題1です。

次に、検討課題2で、犯罪とか病歴とかそういうことに関して、一定の配慮を必要とする要配慮個人情報というのがあって、要配慮個人情報だけについては、基本的には、国が定義を追加するのは許されないとなっているんですけれども、条例要配慮個人情報というのがありまして、それを制定するかどうかというのも今後の検討課題となります。

条例要配慮個人情報は、つくってもつくらなくてもいいんですけれども、市としてどのように考えるか。他市の条例とかを見ると、LGBTQとかを配慮した条例を入れる自治体も、今、検討中の自治体もあるようです。あと、特に配慮しなくてもというか、自治体として特にやることはないだろうということで、つからない自治体も実際問題はあります。

ほかには備考にいろいろ書いているんですけれども、あと、課題ではないんですが、今、電子計算組織に記録する個人情報とか諮問、必要事項であったり、あと、

電子計算組織の結合の形式、これはオンライン結合と一般的には言われているんですが、そのような諮問は、国としては、去年までは許容されないと言っていたんですが、先週来た通知には、認めないという感じで通知が来ていました。ということなので、ちょっと強制的な感じで、認めないというものを独自にやったらどうなるかという質問をした自治体があったみたいなんですけど、認めないことをやった場合は法令違反になるという回答になっています。

次、比較表の検討課題4、8ページに行くと、開示義務という感じで、個人情報の開示も基本的には法律に定められているような感じでやらなければいけないんですけども、こちらのほうについては、逆に言うと、市の裁量が大きく認められているところであって、いろいろな自治体で情報公開条例とかを定めているところがあるんですが、情報公開条例の開示のレベルと今回の個人情報保護法の開示のレベルの差異があるんですが、一つの方法として、国とかがやっている基準に合わせるという方法がありまして、もう一つは、各市区町村がやっている情報公開条例の開示基準に合わせるという、ここの部分については裁量があります。今後の検討は、全国的な国の基準に合わせるか、それとも、今の小金井市の情報公開条例に合わせるかというのを検討していただきたいと考えております。

他の区市町村と国と、小金井市の情報公開条例の基準で一番違うのはどういうところかといいますと、小金井市の情報公開条例は、ほかの国とか近隣市と比べて情報公開の対象が多くて、基本的に拒否できる理由が少ないです。特に一番大きいのは、国とかは、自分自身の事務の効率が、具体的に明らかに認められる場合は非公開にすることができるんですけども、小金井市の場合は、小金井市自身が、自分の事務が非効率になるという理由で情報公開を拒否することはできないという特徴があります。なので、小金井市の条例を優先したほうが、開示する人にとってはメリットが大きいと言えます。ただ、職員としては、ちょっと大変といえば大変です。

基本的に、事務で非効率があるのは第三者、例えば、ほかの個人とか契約している契約会社、あと、国とか都に迷惑がかかるよというときに事務の効率が悪くなるという拒否できるんですけども、自分たちの事務が煩雑になるからという理由では、原則できません。ほかの市区町村では、そういうことを理由に非開示にすることができる自治体もないことはないです。国とかも一応できないことはないみたいなんですけれども、明白な理由がなければいけないということにしているんですが、実際問題かなり濫用されているので、注意されていることはあるので、個人的な見解では、小金井市の条例に合わせたほうが、市民の権利を守

ることができるのかなと考えています。

次に、開示期間なんですけれども、これも、国のほうは請求が出てから30日以内というふうな……。

10ページのほうに、検討課題ですね。開示決定の期限を定めなければいけないんですけれども、小金井市は7開庁日で開示をするようになっているんですが、国の個人情報保護法のほうは基準が長いので、これも実際問題、ほかはこれを機に、小金井市と同じやつを15日とかにすると考えている市もあるみたいなんですけれども、そういうふうにするという方法と、国と一緒にするという方法もあれば、今のおりという方法もあります。開示については、今の条例と同じような日数にしたほうが、市民のサービスとしてはいいのかなと思っております。

訂正、削除とかについても同じような感じで、基本的には、国が示した基準のほう長いので、現行のままやれば影響が少ないのかなと。ただ、それについてもこちらで決めて、事務の効率とかもあるので、検討していただければと思います。

次に、12ページです。手数料も条例で定めなければいけないことになっているんですけれども、手数料は今、東京都とか小金井市もそうなんですけど、基本的にコピーとか実費しか徴収していないんですが、例えば一定、請求1回につき100円にして、それに上乗せしてコピー代を取るという方法もできないことはないです。ただ、今のおり、コピー代だけで、今現在、コピーについては1ページにつき10円を頂いて、それ以外については実費を頂いているんですけれども、同じような運用は可能です。ただし、これについても手数料は定めなければならぬことになっています。

次に、もう一つ検討課題として、審議会なんですけれども、これが検討課題7ということで、16ページにあります。これは審議会条例があって、条文がばらばらなので、ちょっと比較にはなっていないんですけれども、129条を見ると、条例で定めるところにより、専門的な知見に基づく意見を聴くことができるということで、国のほうは専門的な知見がある人だけを基本的には選びなさいと言っています。今の小金井市のように市民公募をすることは妨げないけど、その人たちには、基本的には意思決定に携わらないで、あくまでも意見として言って、最終的な審議会の議決は、専門的な知見がある人で決めてくださいと言われております。

この審議会の部分については、ほかの市区町村とも、あれですけど、審議会を骨抜きにするような表現だと言われております。具体的に言うと、追加諮問、個別に今、小金井市のように、委託とかオンライン結合とか、個別に諮問するのは

認められないという強い言い方になっています。想定しているのは、例えば、今回言った特記事項とか、あと、契約するときこういう基準の業者を選びなさいとか、そのような大きな枠組みでやるのはいいけれども、一件一件の契約とか一件一件の案件について、諮問をかけるのは認められないという通達みたいなものが来ています。

これに基づいて、一応、近隣市とかにどうしますかというのは聞いているんですけども、何パターンかあって、多分、地方でマンパワーが足りないとかそういうことで、近隣市で審議会をつくらないという市は、一応、自分が聞いたところは1市もないです。やはり意見を交換すると、このように審議会があることによって、個人情報についての職員の意識が向上しているのは皆、どこの自治体も考えているようで、なくすというのはちょっとあり得ないのかなと考えているようです。

ただ、専門的知見ということで、パターンが何種類かあって、一つは審査会といって、小金井市でも個人情報審査会という、法律的な審査を、要するに、行政不服審査法に基づく審査請求のメンバーが専門的知識があるので、そっちと統合しちゃおうという考えが一つ。あと、専門的知見ということで、別なんだけど結局、学識経験者だけでやろうというのが一つ。あとは、意見としては尊重することは可能なので、回数は減ってしまうけど、今のような審議会として残すのが一つ。そのような感じで、幾つかのパターンがあるようです。小金井市として今後、審議会というのはどういう形であるかというのを検討していただきたいと考えております。

最終的に、この後、そういう意見を交換し、ここには書いていないんですけど、パブリックコメントをするのも検討しなければいけないのかなと考えているんですが、ただ、近隣市の意見を考えると、ここまで国が市区町村の裁量を狭めた法律はないというか、通知も、ほかの部署で法律を見ると、今まで許容されないとか許されないという表現は、自分も1回も見たことがないんですけども、そのぐらい強い、裁量がないような法律になっているので、どこの市とは言えないんですけど、隣接している市の職員と話したときは、パブリックコメントをしても、これだけ裁量がないと意味がないのではないかという意見も、ないことはないです。

以上、たたき台になる提案を説明させていただきました。

説明は以上です。

【仮野会長】

ちょっと待って、これ荷が重いな。しかし、やらなければいけないので、どうでしょうか。

【橋本委員】

頭の中にとっても入らないのですけれども、ですから、新個人情報保護法の骨子というか、考え方というのが備考の中に書かれていて、こういうふうになるのだなど。そのときに、今、文章ではないのですが、「小金井市では」と結構説明されていたところ、そこが頭の中に入っていないので、そこを、小金井市ではこうである、だから、新法ではこうだと言ったのは分かったのですが、それと小金井市の違いというか、そここのところが言葉だけではちょっと伝わってこなかったもので、最初なので、ああそうかなと思ったんですけれども、これから検討していくときに、そここのところはとても大事になってくるので、申し訳ないんですか、その辺のところもまとめていただければありがたいなと思いました。

【仮野会長】

その前に、当審議会としてどういうふうにやっていくか。一方、市のほうはどう考えているのか。その2点。

【白石委員】

その前提条件で1つ質問したいんですけど、議会に新しくかける改正条例は、小金井市としては、第4回定例会とか第3回定例会とか、ほぼ決めているんですか。12月か3月。

【総務課長】

12月の本会議にかけないと、事務局というよりも市全体で、今後、個人情報保護委員会に出していかなければいけない書類等の準備が間に合わないかなというの思っています。

【仮野会長】

12月は、今年の12月ね。

【総務課長】

はい。

【白石委員】

ということは、だから、逆算すると、秋口の10月ぐらいまでに一応、市内部の意思決定なり、あるいは私どもからの意見反映なりのリミットは、逆算するとそういうふうになりますね。

【総務課情報公関係長】

はい。

【仮野会長】

それで、それについて若干のスケジュールというか、予定的なものを、課長のところ、部長のところであるようなので、それを聞きましょう。

【総務課課長】

まず、橋本委員の今の検討資料なんですけれども、また、今回は3つだけお示しして、あまりにたくさん一遍にお示しするのもあれでしたので、また順々に、分かりやすいものを作って、例えば今回のものにもアンダーラインとか網かけをして、どこがどう変わるという明示もしていけば、もう少し分かりやすくなっていくかと思っておりますので、検討していくに当たり、もう少し分かりやすい資料を順々にお出ししていきたいと思っています。

我々もいまだに、ガイドラインみたいなものがまだ届いて、修正、修正が届いているような状況ですので、また作りながら、分かりやすいものにしていきたいと思っています。

【仮野会長】

どこからガイドラインは来るの？

【総務課長】

ガイドラインは、個人情報保護委員会から来ます。その細目というのをまだ作っている最中で、我々も検討していかなければいけないという状況です。

スケジュールですけど、本日、本来はスケジュールまで出さなければいけなかったのに、すみません。今、申しましたように、令和5年4月に新法に載せていくためには、今年12月の議会に、新しい条例を出していきたいとの考えであります。ですので、それまで、今までのような4か月に一遍の定例的な会議では審議が間に合いませんので、先ほど会長とも御相談させていただきましたが、ほぼ毎月に近く、検討のための会議を持たせていただければと思っております。

【仮野会長】

ところで、情報公開条例については、別途、我々のような委員会とか、会議があるのですか。

【総務課長】

この会議が、個人情報、情報公開、両方を兼ねている会議なんですね。

【仮野会長】

ああ、そうか。

【白石委員】

審議会と審査会、2つですから、こちらは審議会。

【仮野会長】

そうか。そうだな。

【総務課長】

情報公開に関しては、議題となる案件があまりないので忘れがちなんですけれども、両方の審議会を兼ねております。

【仮野会長】

ああ、そうだな。そのとおりだ。情報公開条例をつくったときは、情報公開条例委員会があって、それからまた別途、個人情報の委員会がありました。それがちょっと頭にあったものだから聞いたんですが、なるほど、そのとおりだ。

どうぞ。

【寺島委員】

すいません、1つ、ちょっと質問したいです。あまりなじみがなくて、皆さんの言っていることがよく分からないので確認したいのですが、これは何をやりたいかという、こっち側、国が新しく示してきたので、それをベースに、こっち側の小金井市のやつをどう書き換えるか、必要があるのかなのかということはこのメンバーで議論したいということでもいいんですか。

【総務課長】

はい、そのとおりです。

【寺島委員】

そういうことですね。でも、ちょっと疑問なのが、情報開示が例えば100あった場合に、国がガイドラインで、例えば60は開示してもいいよ、残りの40は個人情報保護だよとか、ガイドラインを決めてきたわけじゃないですか。それをどんどんこっちへずらしても、たくさん開示しちゃったり、逆にどんどん見せない部分を増やしたり、そういう部分を個々にずらしちゃってもいいんですか、それは。

【総務課長】

今回の法律の趣旨は、それが今まで、「2000個問題」といって、2,000の自治体でみんな違う基準を持っていた。それを統一しよう。民間事業者も、地方公共団体も、国の独立行政法人など、みんな同じ定義で、同じ基準で扱おうというのが、今回の法律の趣旨です。

【寺島委員】

でも、そうすると、それがマストで、それで、はい決まりということでもないのですか。

【総務課長】

一部分、先ほど係長が説明しましたように……。

【寺島委員】

それをずらしても構わない。

【総務課長】

一部分、許容として認められる範囲があるということです。

【寺島委員】

そうですか。国が決めた法律とかだと、それでもって、ただ、60は見せてもいい、40は隠そうみたいな、保護しようみたいな、もうぴんと決まったら、もうそれをずらせないよね。そうでもない。若干裁量はあるということ。

【総務課長】

でも、大変少ない。

【白石委員】

ちょっと原則的な意見を言わせていただくと、これまでも、国と地方自治体、地方公共団体との争いというのはいっぱいあったんですよ。少なくとも、地方分権一括法以降は、国と地方自治体は横並びなはずなんですよ。ところが今、事務局からおっしゃられたように、これほど強い中央集権的な法律が出てくるというのは、私からすると地方自治の破壊なんです。争うことも、市長が、首長が決意をするなりがあれば、争う余地はあると思うんですね。

例えばドイツとか韓国であれば、三審制以外に憲法裁判所というのが法律でつくられているんですよ。ドイツとか韓国の基準からすれば、今回のデジタル三法というのは、明らかに憲法違反の法律だと私は思っているんです。だから、私たちは、ある意味では、言いつ放しで責任を持っていないから、西岡さん頑張りとは言えないけれども、だけど、そのぐらいの危機的な状況が、個人情報保護制度ということを通して露出しているというふうには私たちは受け止めないと、国がこう決めたから、その範囲内というふうにはしたくないなと私は思っています。

【寺島委員】

ありがとうございます。

【仮野会長】

個人情報及び情報公開法がつけられた過程では、結局のところ、国が、公開度50%もないかもしれないけど、少ない公開度で法律をつくった。それに対して各自自治体は、それぞれのアイデアを持ち寄って、横浜市は神奈川県を先頭に、また、当小金井もどんどん革新的な内容の公開法をつくってきた。

先ほど説明があったように、当小金井の情報公開内容はすごいです。地方自治体の中で一番いいんじゃないかと思うぐらい。それは、当時はまだ国もそこまで、各自治体を従えるほどの余裕がなかったというか、国自体も分かっていなかったところがあったから。だけど、だんだん時間がたってみたら、地方自治体は勝手にやっているなと思い出したわけです、簡単に言うと、自民党の連中が。本当です。それで、どうしようか、「2000個問題」というのはそれがポイントなんです。各自治体が独自にいろんなことを言っている。やりづらい。もう国家でどんとまとめて、調べたというのが、「2000個問題」の本質です。

だから我々は、どの程度が、できるかどうかは分からないんだけど、これから皆様方と一緒に、できるだけ小金井市民のために、こうやるのがいいんだという案をつくっていけばいいと思うんです。それは少々国とは違うかもしれないけど、違った場合は、どういう反応が出るか分からないけど、いや、各自治体とも、その辺を努力すると思いますよ。国が勝手過ぎる、今度のは。まさにおっしゃったとおりだと思います。

ただ、僕らは左翼の革命運動をやっているわけじゃないので、あるいは、テロ組織でもないのだから、そこは頭よく、格好よく、こういうことはこれまでの積み上げでこうなっているから、我々は小金井方式を追求するとか、そのような意識で取り組んでいきたいということだと思っただけです。

すみません、僕のちょっと感情的なコメントだったけど。

【井口委員】

法律と条例の関係からいくと、横出しとか上乘せとかありますよね。どのレベルというか、どういう基準でそれを達成できるのかというところがないと、みんなばらばらで、人それぞれでここまでやるべきだとか、いや、これは国に従おうとか、そうになってしまうので、私の考えで言えば、やっぱり小金井市、市民というか、その特性を踏まえた意味で、上乘せなり横出しをできるのではないかと思いますけれども、ちょっとその辺の基本的な考え方が、市なり、我々の中で固めていかないと、何を議論していいのかわからなくなるような気がしますね。

【総務課長】

次回からの議論の仕方として、例えば、たたき台を用意して、一つずつに御意見をいただくとかして、やっていこうかと思っていたのですけれども、今のところ、話し合ってくださいだけだと分かりづらいので、たたき台みたいなものを用意しつつ、順々に一つ一つ、条例改正案に向かって検討をいただくというふうに思っております。

【仮野会長】

さっき、あなたが説明したこれによると、検討課題は全部で何点あったんですか。

【総務課情報公関係長】

7点、上げさせていただいております。

【仮野会長】

7点。検討課題が7点あります。これだけでは足りないんだと思うんだけど、しかし、ポイントは7点とすると、それを一つずつ、まず1時間ぐらい、1時間じゃないな、どれぐらいかかるか分からないけど、みんなで議論して、その前に、そのテーマに沿って、まず資料が必要だから、それは作ってもらいますが、それについてみんなで意見を出し合って、まとめていくということしかないんじゃないかな。

どうぞ。

【川井委員】

個人情報保護審議会の設立というか、制定の条例とか、手元に今ないので、この審議会の目的とか責任がありますよね。そういったことと今回のものが、例えば、まともには出てこないの、その他みたいになっているのかもしれないんですけど、審議会というのは、パブリックコメントの場みたいな形で議論をなされるのか、何らかの立場というのか、何かに基づいて何かをするという形になるのかというの、ちょっと整理をして、固めておいたほうがいいと思うのですよね。

勝手に意見を言っている場なのか、それとも、何人かでまとめて、それが市に何か働きかけることになるのか、それはちょっと、この審議会の立ち位置というか、設定の状況で、まともにはこういう問題の議論をする場ではないのだろうと思うのですよね。そこをどういうふうに整理するかというのは、ちょっと要るのかなという感じがします。

【仮野会長】

どうぞ。

【橋本委員】

会長が言われたように、小金井の条例というのは、長年積み上げてきて、小金井市に適切なものといえますか、我々というか、皆さんが、これがすばらしいものだと思っているものだと僕は思っているのですけれども、ただ、そのときに、新しい個人情報保護法の中で、それがどこまで許されるものなのか、それに全く

反対していいものなのか、そこがはっきりしないと、やみくもに反対とか、そういう議論というのはあまり得策ではないのではないのかなと。だから、その許容値というか、そこを押さえて、それで議論していくという方向じゃないかなと思います。

【仮野会長】

僕は、小金井市情報公開条例をつくったときのメンバーの一人でした。基本的に言うと、一番のポイントは、知る権利を入れるかどうかというところが、いろんなところで当時、動いていましたけど、小金井市の人たちは、知る権利は入れべきだという圧倒的な意見が多かったです。

知る権利というのは、まだ本当の意味で、憲法上で確立した権利ではないんですよ。だけど、それを入れることは情報公開法には必要だという、いろいろな地域からの声が高まっていて、それを受け入れて、知る権利を小金井市の条例は入れた。

実は、それを入れてみたら、意外とほかのところでも、どんどん採用するようになっていったんです。結果的に、国は知る権利というのを嫌がったんですけど、最後は、知る権利という言葉を使わなかったけれども、それに似た権利を認めたんです。ちょっと今、細かいのが、何だったかな、あれは。知る権利から、実は僕は政治記者だったからよく覚えているんだけど、ごめんなさい、今、細かくは忘れちゃったけど、後でまた説明します。

国も、知る権利とはさすがに言わないんですけど、それに近い権利を認めたんですよ。そこまで追い込まれていたんですけど、問題は、これから言いたいのは、個人情報保護審議会って、ここにありましたよね。僕はそれには入っていませんでしたよ。だから、個人情報保護問題というのは本当の専門家ではないんですけど、でも、結局のところ、情報公開条例の対になったものであるわけで、その意味で、また、私はこの会長というのをやらされているんだろうと思うんですけど、今、おっしゃったとおり、我々は、先ほども言いましたように、テロリストではありませんから、わけの分からんことを書いていてもしょうがない。しかし、何とか市民サイドに立って、必要な要求というのはできると、そういうポイントに立場を貫けば何とかなるんじゃないかと僕は思っているんですけどね。ほかの自治体でもみんな、国の今回のやり方はけしからんと思っていますから、相当激しい抵抗がこれから出ますよ。問題が起きますよ。

小金井市というのは、非常に市民レベルというか、市民意識が高くて、僕なんか、当時は女性グループで勉強している人たちがいっぱいいて、ここの審議会が

終わった後、飲み屋に引っ張っていただいて、がんがん説教されたことがある。

【白石委員】

もう一つ、いいですか。新しい改正条例案を国の個人情報保護委員会に提出して、審査を受けるという手続が入るんですか。

【総務課長】

はい。今後、市の条例に関しては、制定した後に。

【篠宮委員】

届出をするだけですよね。

【総務課情報公開係長】

はい。制定したとき、改正をしたときは届出をするという規定になっています。

【白石委員】

届出だけで済むんですか。そこまでは分からない。

【総務課長】

そこまでは、今のところ、審査が入って差戻しがあるとか、そういうことは言われてはいませんが、届出が必要ということになっています。

【白石委員】

分かりました。たしか国の個人情報保護委員会って、平成29年ぐらいにつくられたんですけれども、当時も指摘されていたんですが、常勤の委員が、当時が3人だったかな、今が5人で、非常勤委員が4人なんですよね。それ以外に専門委員が、これも非常勤で5名なんですけど、実質は、事務局長以下幹部というのが全部省庁のお役人さんなんですよ。だから、ほとんどそういう意味では、省庁のお役人さんが実際は采配を振るっているというね。

【仮野会長】

ちなみに、常勤の委員は。

【白石委員】

常勤の委員は、委員長が丹野さんという、東京都消費生活総合センターの相談員をやっていた方ですね。あとは、NTTの幹部の方、民間企業の幹部の方、それから、中村さん、この方が当時の総理府出身ですね。だから、お役人さんと業界の方が多いですね。

【仮野会長】

俗に言うと、あっち側の人たち。

【総務課情報公開係長】

先ほどの篠宮委員がおっしゃったことは、そのとおり提出だけなのですが、一

一応、国の通知のほうでは、個人情報保護委員会が地方公共団体の方に、助言を行うことはすると。そのほかに、条例案の策定過程において、地方公共団体から個人情報の解釈等について、個人情報保護に対して必要な情報の提供を求めることが想定されると言っているのので、恐らく、意思に反している条例をつくると、どうしてこのような条例をつくったのだというような質問が来るのではないかと考えています。

【篠宮委員】

それは多分、監視・監督権限がそもそも国に発生するのでということですね。

【仮野会長】

情報開示の法令の、統合化。

【篠宮委員】

届出は届出でして、監視・監督の権限の中で、駄目ですねとかいう話が出るかといえば、出るという話ですよ、多分。だから、審査をするというよりは……。

【総務課情報公開係長】

審査をするということはないと思いますけれども、ただ、この書き方があると、普通はちょっと圧力を感じると。

【仮野会長】

どうぞ、本多さん。

【本多委員】

この個人情報保護法改正に伴って、26市とか、23区とか、その辺との情報の連絡みたいな、検討会みたいな、そういうのはあるのですか。

【総務課情報公開係長】

一応、小金井市に隣接している市の間では、勉強会みたいなことはしています。そこで検討課題とかも、近隣市の人と話している中で、他市はこんなことを検討しているということも参考にしながら、今回、一応たたき台として資料を提出させていただきます。

【本多委員】

地方分権という形から、やっぱり国と相對するに当たっては、1市だけじゃなくて、各自治体のほうも何か、やる気度とかそういうのは、ほとんど国のほうに、もういいのだみたいな話になっちゃうと、なかなか難しい面があるので、その辺の、もう少し連携をちゃんとしたものをつくらうという、意思疎通みたいなものがあればなと思うのですけどね。

【井口委員】

議論の成果として、検討課題の1からやっていくと、これは各論じゃないかなと思うのですね。総論的、理念的に言えば、IT社会の進展で、より個人情報をも有効活用しようという、多分、法律の、政府の流れがあると思うのですが、その辺の理念にどこまで沿うのかというところの話がないと、各論で言っているとなかなか、それぞれ皆さん考え方が違うだろうなと。

ただ、理念をやって、話がまとまるかというところ、これもまとまらないような気がしますので、議論の進め方をどうしていくのか、非常に難しいなという気がしました。

【川井委員】

先ほど、毎月議論しようかと、そのぐらいの何かでやっていかないと間に合わないという話がありますよね。これは正式な審議会として議論をするというあれでしょうか、それとも、そことは別のところでちょっと集まって、たまたまじゃないかというふうにするのか。要するに、第何回何とかかんとかで、音声記録も取って、議事を公開するというような場に載せるのか、それではない、もう少し軟らかい議論をしましょうという話にするのか。

だから、先ほど最初に言った、審議会の制定の条例のところですけど、普通は、報告を受けたり、諮問を受けたりすることに対して、何かしますよね。今回、諮問があるのかないのか、あったのかないのかと、このあれについてですね。あるいは、諮問と別に建議することもできるというので、それとは別に、議論して建議していきましようということなのか。そこをはっきりするのか、あるいはもうちょっと曖昧なままで、ちょっと議論してみましようかという点もあると思うのですよね。その整理が、これから進めていくところにちょっと要るのかなという感じがするのですけど。

【仮野会長】

それはちょっと聞きましょうか。

【総務課長】

想定しておりましたのは、最初、会長とも相談させていただいて、月に1回ぐらいは会議を持たせていただきたいというお話をさせていただいたときには、正式な会議というふうに考えておりました。

また、諮問とか、持ち方に関しては、もう一回、持ち帰らせていただきたいと思いますが、我々としても、審議会の皆様の御意見を伺いながら、条例案を提出していきたいという思いがありますので、ちょっと非公式の会議ですと、記録が残らないということになってしまいますので、正式な会議の中で議論、検討が行

われたという記録は残していきたいと。

【川井委員】

それを公開しますか。

【総務課長】

はい、公開となります。

【川井委員】

だとすると、はっきり、我々の心構えもあるから、このあれとして、建議でやるのだというのか、市から、この問題について何かを検討してくださいという諮問を受けたので、それに対してやりましょうという、そこがはっきりしたほうがいいと思いますね。

【総務課長】

分かりました。適宜、本当にぎっくばらんなどという場合には、休憩を取っていただくとかそういうことも可能になりますので、そこは整理したいと思います。

【仮野会長】

それはそのとおりだな。全く何の支えもなく、我々だけで言いたい放題では駄目なので。その体制も含めて、もう一度、こちらで検討いただいて、つまり、非公式ではなくて、公式なものだと。それから、これは7つの課題が先ほど提示されたけれども、1回について1時間ぐらいやっても、なかなか議論は尽きないと思うんです。だから、少し時間はかかるけれども、このためだけに、例えば合宿するとか、本当にそれぐらいやらないと決まらないと思うので、合宿はオーバーだけど、個人情報審議会の時間内にちょこちょこっと議論するというのはなかなかできないと思うんですね。その辺を考えて、やり方及び具体的スケジュールを提案ください。この会議の次はいつですか。

【総務課長】

それで、この後に、6月に持たせていただきたいというお話をさせていただく次第です。

【仮野会長】

なるほど。6月何日にしますか。

【総務課長】

22か、27か、28が、会議室の都合上なのですからけれども……。

【仮野会長】

6月20日？

【総務課長】

22、27、28のいずれかが。

【仮野会長】

できるだけ多くの方に参加いただきたいので、では、紙を急いで作って、6月22、27、28で選んでもらおう。白い紙に、今、このメンバーだけあれやればいいんだよ。

それで、すみません、皆さん。6月22、27、28日が今のところ、第1回目の勉強会の候補に挙がっていますが、これから紙を回しますので、お名前を書き、6月22、27、28日のどれがいいか、丸で囲んでください。

【総務課長】

記入でいいですか。

【仮野会長】

記入でいい。最初に僕が書く。

【総務課長】

言っていたら。

【寺島委員】

すみません、時間は何時を想定していますか。真つ昼間だとちょっと。

【総務課情報公開係長】

すみません。6時からで。

【篠宮委員】

ちなみに、オンラインはあり得ないですね。

【事務局】

オンラインも想定しようと考えています。

【篠宮委員】

考慮に入る？

【総務課情報公開係長】

そうですね。今回は意見を言うということを考えると、オンラインでもできるのではないかなと考えています。

【篠宮委員】

ありがとうございます。

【総務課長】

それで一部分、お集まりいただける方にお集まりいただき、オンライン参加の方にはオンライン参加していただくのも可能かなと思っております。

【中澤委員】

オンラインというのは、リモート参加ということ？

【総務課長】

はい、そうです。

【中澤委員】

それは自分のパソコンからやっていいのですか。

【総務課長】

そうです。Webexで。

【仮野会長】

まあ、できるだけ出てもらいたいな。

【総務課長】

一回抜けてしまって分からなくなってしまうといけませんので、できるだけお話をオンラインでも参加していただいて、聞いていただいたほうがいいのかなど。

【篠宮委員】

条例のひな形と違って出るのですか、個人情報保護委員会から。

【総務課長】

はい、出ています。

【篠宮委員】

では、ひな形に沿って、まず、任意で決められるところは。

【総務課長】

できます。

【篠宮委員】

できるということですね。検討課題のほうで、新法とその後の条例が全然違って、任意でもないのか、けしからんというのか分からないですけど、その場合、もう法律は決まっちゃっているじゃないですか。どうできるのですか。

【総務課長】

例えば、今、オンラインや委託については諮問して、御了承いただいてから、オンラインにつなぐとかしています……。

【篠宮委員】

じゃなくて、国に対してどういうふうに反対できるのですか。

【総務課長】

それが、例えば、だから、今、許容されないというようになったようなもの、今までは諮問していたようなものというのを、では、どうやって緊張感とか、市の事務執行体制を担保しようかというところで、あえて反対する条例をつくらず

とも、例えば委託仕様書を見ていただくような報告でもさせていただいて、例えば御意見いただくことで担保できないかとか、そういう考え方もできるのではないかと考えておりますが、法律に反する条例はそもそも違反ですので、違反とされてしまうので、それをわざわざつくるというよりも、どうやって理念を、今までの小金井市の蓄積を担保できるかというお話をしていたほうが建設的だと、今までのお話を伺っていて思いましたので、うまい方策が見つければ、それでもよろしいのではないかと思います。

【篠宮委員】

例えば小金井にも、この審議会は小金井市と別組織的に立ち上がっているかと思うのですが、小金井市の中に、個人情報取扱事業者の中に、小金井市の確認するための一組織として、この組織体を継承するみたいなやり方もあり得るということですか。

【総務課長】

はい。

【篠宮委員】

なるほど。では、審議会みたいな立てつけではなくて、小金井市に雇用された人たちが、個人情報取扱事業者の中で意見を言うみたいなやり方は、できる、できない。

【総務課長】

また難しい……。仕組みについては、またいろいろ検討させていただいて、ただ、この審議会は情報公開の審議も含めておりますので、個人情報だけで、なしになるかと言われると、そうではないなとは思っておりますし、また、新たな報告事項みたいなものとか、御意見をいただけるような場も必要であると感じておりますので、何か違う仕組みを自分たちでつくっていくのが建設的かと思います。

【篠宮委員】

では、運用会議というか、その中で、うまく実現するかということを検討される。

【事務局】

することができないかと。はい。

【篠宮委員】

分かりました。ありがとうございます。

【川井委員】

くどいのですが、ちょっと最後に確認させてください。この審議の内容の音

声記録を取って公開するとなるのであれば、相当密な議論をしなければいけないので、集まって、さあ、みんなでわーわーと言いましょうというのでは、議論が発散して、公開に耐えるようなものにならないのではないかという気がするのですよね。

ですから、もしそういうふうにするのであれば、かなりたたき台みたいなものができていて、それについて議論するという形にしないと、みんなが言いたい放題言って、それを審議会としての責任として公開するというのは、イメージがもう一つ湧きにくいなと思うのですね。

【仮野会長】

今、日にちを調べた結果、28日は全員出席可能です。

それで、この検討課題、さっき7つ上げてくれましたよね。最初はやっぱり定義から議論する？ どういうふうにする？

【総務課情報公関係長】

ちょっと重い、軽いがあって、正直、定義の部分は、国が一切許容できないと。条例でも横出しとか上乘せは原則認めないと言っているような感じなので……。

【仮野会長】

でも、定義を入れているじゃない。

【総務課情報公関係長】

そうですね。そうすると、死者の情報がはみ出ちゃうので、どうするかというところが、他市では検討課題になっていた。

【仮野会長】

他市は入れているの？

【総務課長】

結局、入れられないので、ただ、実際問題、亡くなった方に関する開示請求は来ているのですけれども、それをどうしようかと。何もないから出さないというのもおかしい話になるので、ほかの市では、情報公開条例でやるのか、それとも個人情報保護条例、保護法に準じて、何か規則をつくろうとか、規定をつくろうかということは検討しようと言っている自治体は多いです。

【仮野会長】

分かった。この検討課題、1から7ありますけど、この順番でやっていきましょう。

【白石委員】

いや、それよりは、さっきどちらかの委員から質問があったけど、小金井市の

条例規則を1回通読して、具体的にどこに影響が出るのかマーカーを入れていくような形で説明したほうが、ベースとして多分、分かりやすいかなと思うんですけど、どうですか。いきなり新法のほうとかやると多分すごく分かりにくくて、要するにベースになっている部分が比較できないでしょう。

それから、この検討課題は当然、順次やるとしても、やっぱり小金井市の条例規則にどう影響が出るのかというところをまず見たほうが、頭に入るんじゃないですかね。

【仮野会長】

国の案と小金井市のね。なるほど。この課題を設定しておいて、国の考え方と我々の考え方を議論しようというのも、同じようなものだけだね。通して一回、勉強するかどうかということ。でも、白石さんの意見も非常にいいから、それをやってみようか。2回目、28日。

【総務課長】

今、いただいた御意見を参考に、例えば制度ですね。条例をまず見ていくのではなくて、小金井市の個人情報保護制度の目指してきたものと、それから仕組み。条例はそれを担保する仕組みですので、その辺の解説とどこに影響があるかというところから、まず御理解いただきつつ、では新法との対比というのは、今回出した資料2なんですけれども、また、それも分かりやすくなるようなものとか、議論の順番について、今日いただいた御意見を参考に、また新しい資料を作ってみたいと思います。

【仮野会長】

28日でいいですか。

28日に個人情報に関わる審議会をやって、その後、これをやるわけですね。

【総務課長】

そこでなんですけれども、通常の、また、いつもの諮問事項や届出事項を受ける審議会は、7月に予定したいと思っております。それは7月21日。

【仮野会長】

そうか、なるほど。

【総務課長】

午後6時からとなります。

【仮野会長】

7月、ごめんなさい。

【総務課情報公開係長】

21日、木曜日です。

【総務課長】

もし、この審議会も案件がそんなにないようでしたら、時間はまた条例のほうに使えますので。

【仮野会長】

7月21日？

【総務課長】

はい。21日です。

【仮野会長】

だから、6月28日か。

【総務課長】

6月28日です。

【仮野会長】

ごめんなさい、僕が言い間違えた。

これはどういう名称になる？

【総務課長】

同じです。審議会として開催いたしますので。

【仮野会長】

これになると、あれがないわけね、個人情報保護についての……。

【総務課長】

7月ですか。

【仮野会長】

6月28日。

【総務課長】

6月に条例のお話を……。

【仮野会長】

うん、そうだ。

【総務課長】

6月には原則、諮問とか報告はない。

【総務課長】

なしです。

【仮野会長】

皆さん分かりましたでしょうか、6月28日は諮問や報告はない。

【総務課長】

本日の資料1、2、3をお持ちください。

【仮野会長】

はい。資料1、2、3ね。

そのほか何か、特に御発言がなければ、一応ここで終わりにしますが、どうぞ。

【篠宮委員】

資料2については、抜粋版だけでいいのですかね。

【総務課長】

条例のほうが抜粋になっているということですね。これは先ほども御意見があったところかなと思って、今、通しでやっぱり見て行って、どう変わるか、変わらないかを見ていったほうが……。

【篠宮委員】

それは次回用意して。

【事務局】

はい。そうしてまいります。

【篠宮委員】

分かりました。

【事務局】

今回、ちょっと検討課題に注目し過ぎましたので……。

【篠宮委員】

それは新個人情報保護法も同様ですか。

【事務局】

これは、ところどころに自治体に適用がないようなものとか、飛び飛びだったりする部分もありますので、それは、ずっときれいには並ばないと思います。どちらかといえば、条例をベースに並べていったほうがいいのかと思ったんですけども。

【篠宮委員】

何か民間に規定されるものについて、わざわざ議論するというのもおかしいですけど、なぜ小金井市は民間事業と違うところまで踏み込むのだという話もあるのかなと思って、こっち側も抜粋だとやりづらい気がしたんですけど、そんなことはない？

【総務課長】

今回、対象だったので、対比するものがなかったのであれなのですけども、保護法を例えば……。

【篠宮委員】

多分、両パターンないと、結局分からないのではないかなと、個人的には思います。

【総務課長】

法律を基点として、条例にあるものないもの、条例を全部……。

【篠宮委員】

はい。見ると、条例を基点に考えるとすると、それがなくなかなか……。

【総務課長】

様々な角度から検討するために、いろいろ作ってみます。

【仮野会長】

そうだね。

【総務課長】

順々にやっていきたいと思いますので、御要望がありましたら、また御連絡いただければと思います。

【篠宮委員】

川井委員がおっしゃった、結局、レコードするしないって、どうなのですか。来月はレコードするしないと……。

【総務課長】

それは、正式な委員会とさせていただきたいと思っておりますので、記録は取らせていただきたいと思います。

【川井委員】

そうすると、そのときには、諮問なのか、建議なのか、その辺も明らかになっているということですね。

【総務課長】

はい。そういたします。

【川井委員】

分かりました。

【仮野会長】

ここで録音されていても、自由に議論すれば平気ですよ。大丈夫、大丈夫。やってみましょう。

【総務課長】

では、よろしく申し上げます。

【仮野会長】

御苦労さまでした。お疲れさまです。

【総務課長】

ありがとうございました。

— 了 —